国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

「世界の北海道」を目指して
ー北海道総合開発計画ー

平成３０年１２月１４日

「河川協力団体」を募集します

～自発的な河川の維持、環境の保全等に関する活動を支援～

留萌開発建設部では、北海道開発局が管理する河川管内において、ＮＰＯ等民間団体による自発的な維持、環境の保全等に関する活動を支援する協力団体制度に基づき、新規の「河川協力団体」を募集します。
今年度の募集期間は平成３０年１２月１４日から平成３１年１月１８日までとなります。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うＮＰＯ等の民間団体が、河川管理者から「河川協力団体」として指定された場合、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等の支援を受けることができる制度です。平成３０年１２月１４日現在、留萌開発建設部の管理する河川において、２団体を指定しています。

※　河川協力団体の募集申請等詳細については、留萌開発建設部ホームページ（http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/tisui/dfvnau0000004t5p.html）をご参照ください。

【問合せ先】　国土交通省　北海道開発局　留萌開発建設部　電話　0164-43-5515
治水課　課　長　大山　孝　（内線 291）
治水課　流域計画官　吉田　裕敏（内線 311）
治水課　上席治水専門官　中根　賢志（内線 309）
留萌開発建設部ホームページ　http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/
公式ツイッターTwitter アカウント @mlit_hkd_rm

河川協力団体を募集します

・北海道開発局が管理する河川管理区間において、河川協力団体を募集します。

水防法及び河川法の一部改正

平成２５年６月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体制度」とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持

河川敷清掃

ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

船による監視

シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究

外来種調査

鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

マイ防災マップづくり

安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川協力団体に指定されると？

◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることになります。

◆許可の簡素化
　河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可※等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。
　※・工事等の実施の承認（河川法第２０条）
　　・土地の占用の許可（河川法第２４条）
　　・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第２５条後段）
　　・工作物の新設等の許可（河川法第２６条第１項）
　　・土地の掘削等の許可（河川法第２７条第１項）
　　・権利の譲渡の承認（河川法第３４条第１項（第２４条及び第２５条後段の許可に係る部分に限る））

◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。

◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ

河川管理者が募集を行います

↓

申　請

↓

申請書類の確認・審査を行います

↓

審査結果を公表するとともに、申請者へお知らせします

【主な審査内容】
1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
（継続性、公共性、活動姿勢）
3. 活動の実施計画審査
（実効性、貢献度、協調性）

申請に必要な要件

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和４０年建設省令第７号）第３３条の８に規定する団体※1（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

①代表者の定めがあること。

②事務所の所在、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。

③適正な経理事務及び会計処理が行われていること。

④法人等の構成員（役員を含む）が５名以上いること。

⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む）が経過していること。

⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近1年間の税を滞納していないこと。

⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。

⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※１　法第５８条８第１項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

申請時に必要な書類と入手方法は？

留萌開発建設部管内で、河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、留萌開発建設部宛に提出していただくことになります。

申請書の様式は、北海道開発局ホームページからダウンロード又は留萌開発建設部の担当者へお問い合わせください。

北海道開発局ホームページ
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kyoryoku/index.html

申請書の表紙
→（様式第１号）にご記入ください。

ア　法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ　直近おおむね５年間の活動実績報告書
→（様式ー報告）にご記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ　指定後おおむね５年間の活動実施計画書
→（様式ー計画）にご記入ください。

エ　法人等の監査報告書又は収支計算書
→直近おおむね５年間の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ　法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限ります）
→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

カ　申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類
→（様式ー誓約書）にご記入ください。

キ　その他、河川管理者が必要と認める書類
→詳細は募集要項をご参照ください。

申請にあたっての留意事項

ア　提出された書類は、返却いたしません。

イ　申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。

ウ　提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

留萌開発建設部管内で活動する内容と河川区間

募集する活動内容は、次のうち、いずれか１以上の活動とします。

① 河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持

② 河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

③ 河川の管理に関する調査研究

④ 河川の管理に関する知識の普及及び啓発

⑤ 上記に掲げる業務に附帯する業務

・留萌川　河口から約26kmの国管理区間

・天塩川　河口から約47kmの国管理区間

・問寒別川　天塩川合流点から約21kmの国管理区間

申請にあたっては、活動を希望する区間を申請してください。

河川協力団体を募集する河川管理区間と担当する開発建設部

河川協力団体の募集は、北海道開発局が管理する河川管理区間ごと（本川及び支川）に、担当する開発建設部が行います。
募集要項や提出先等について、詳しくは各開発建設部のホームページを御参照ください。

河川管理区間	開発建設部	ホームページURL	問合せ先・電話番号
石狩川下流等※1	札幌開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/kasen_keikaku/kluhh40000001r4h.html	河川計画課 ０１１－６１１－０３２９
石狩川上流等※1	旭川開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/ho928l0000000lqf.html	治水課 ０１６６－３２－４２４５
後志利別川	函館開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/koumu/eqp9bq00000008ar.html	工務課 ０１３８－４２－７６０４
尻別川	小樽開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/koumu/vu2tjq0000000kmt.html	工務課 ０１３４－２３－５１９５
天塩川上流等※2	旭川開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/as/tisui/ho928l0000000lqf.html	治水課 ０１６６－３２－４２４５
天塩川下流等※2	留萌開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/tisui/dfvnau0000004t5p.html	治水課 ０１６４－４３－５５１５
鵡川	室蘭開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000000is.html	治水課 ０１４３－２５－７０４５
沙流川	室蘭開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/tisui/tn6s9g00000000is.html	治水課 ０１４３－２５－７０４５
釧路川	釧路開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/tisui/b0sadt0000008e4u.html	治水課 ０１５４－２４－７２５０
十勝川	帯広開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/tisui/fns6al000000lwgo.html	治水課 ０１５５－２４－４１０５
網走川	網走開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000043bv.html	治水課 ０１５２－４４－６４４５
湧別川	網走開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000043bv.html	治水課 ０１５２－４４－６４４５
渚滑川	網走開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000043bv.html	治水課 ０１５２－４４－６４４５
常呂川	網走開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000043bv.html	治水課 ０１５２－４４－６４４５
留萌川	留萌開発建設部	http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/tisui/dfvnau0000004t5p.html	治水課 ０１６４－４３－５５１５

※１　石狩川の上下流の境：神居古潭付近（石狩川KP137付近）
※２　天塩川の上下流の境：天塩町、幌延町と中川町の市町村界（天塩川KP47付近）